

米空軍兵による建造物損壊及び住居侵入事件に対する意見書

令和2年9月6日に沖縄防衛局より、米空軍嘉手納基地所属の上等兵が、同日午前3時頃に沖縄市胡屋2丁目の民家において、正当な理由がないにも関わらず被害者所有の玄関ドアをこじ開け、建造物を損壊するとともに被害者方に侵入したとして、同日午前4時4分、建造物損壊及び住居侵入の容疑で緊急逮捕され、呼気から基準値(0.15mg)の約2倍のアルコールが検出されたと報告があった。

市民が一体となって新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組む中、また台風10号が接近し緊急避難措置が出されている状況の中、同米空軍兵が民家の玄関ドアを損壊し住居侵入したことは、被害者の精神的苦痛や地域住民の不安は計り知れず、大変遺憾であるとともに、米軍兵の行動、米軍の指導に対し疑念を抱かざるを得ない。

地域が非常事態にある中での今回の事件に対し、あってはならない事案と認識し、米軍兵への指導体制を見直し、徹底した綱紀粛正と再発防止を講じるべきである。

よって、沖縄市議会は、市民の生命・財産・人権及び平穏な生活を守る立場から、米空軍兵による建造物損壊及び住居侵入事件に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪及び損壊物件の完全なる補償を速やかに行うこと。
2. 綱紀粛正を徹底すると共に、実効性のある再発防止策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月1日
沖縄市議会

宛 先

外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長